

第 3 編

県民経済計算の概念と推計方法

I 県民経済計算とは

○ 県民経済計算とは

県民経済計算とは、県内あるいは県民の一年間（年度）の経済活動の循環と構造を「生産」「分配」「支出」の3つの側面から計量的にとらえたものです。

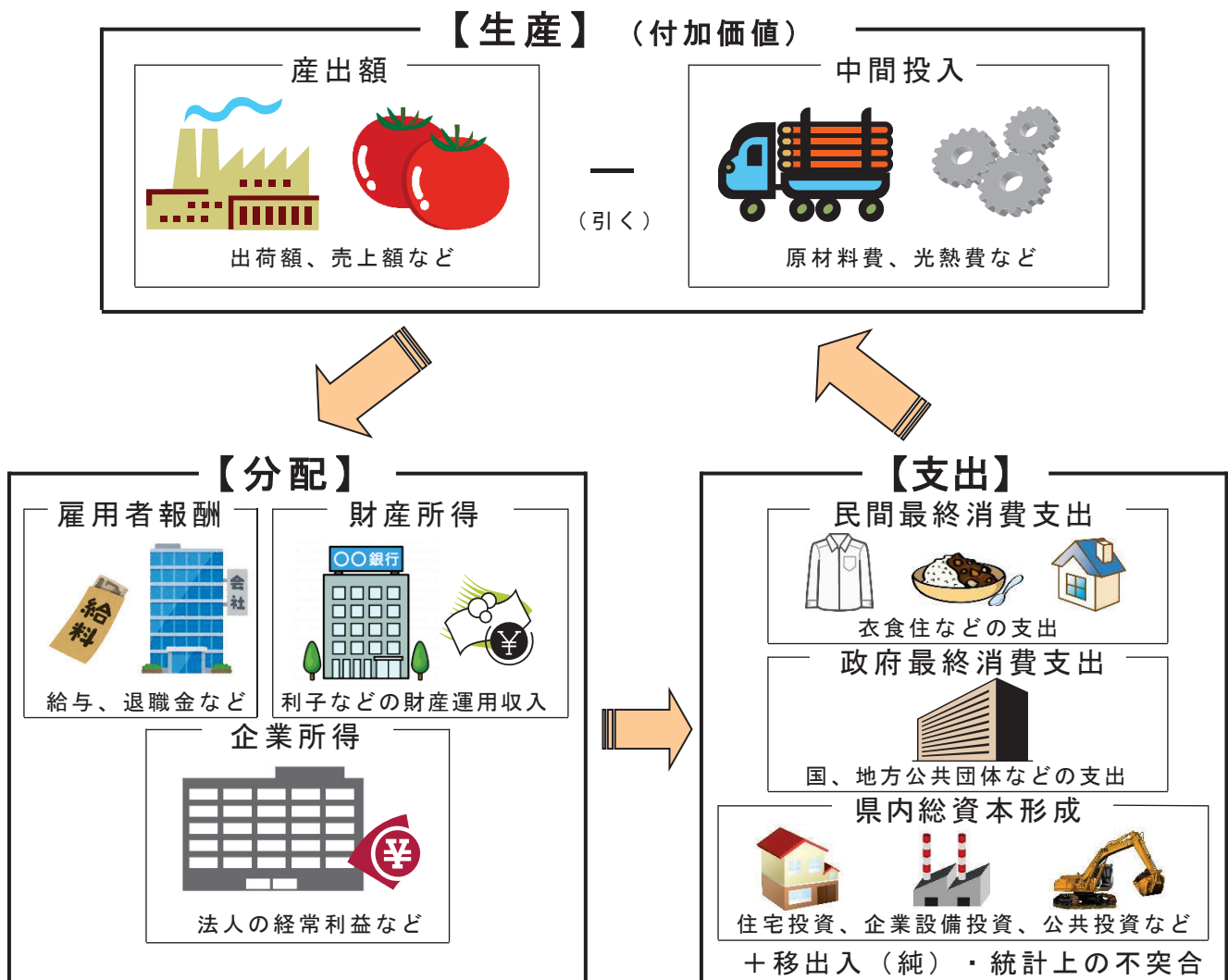
県経済の規模や成長率、他の都道府県との比較による県経済の位置などを明らかにし、総合的な経済指標として行財政・経済政策に役立てることを目的としています。

○ 経済の循環

私たちは、経済活動を営むことで財貨やサービスを生産し、新たな価値（付加価値）を生みだしています。この付加価値とは、産出額（出荷額など）から中間投入（原材料費など）と呼ばれる経費分を差し引いたものとして計算されます。

その「生産」で生まれた付加価値は、労働者には賃金、企業には利潤などの形で「分配」され、家計での消費や企業での設備投資などに「支出」されます。

このように経済活動は「生産」「分配」「支出」という循環を繰り返していますが、これは同一の付加価値の流れを異なる面からとらえたもので、概念上一致すべきものです。これを「三面等価の原則」といいます。



○ 基本的な概念及び用語

経済成長率とは

一年間（年度）の経済活動規模が前年度に比べてどれだけ増減したかを示すもので、もっともよく利用される経済指標のひとつです。県民経済計算では、県内総生産（生産側）の対前年度増加率をいいます。

一人当たり県民所得とは

県民所得全体（雇用者報酬、財産所得、企業所得の合計値）を熊本県の総人口で割ったものです。私たち個人の給与や実収入を表すものではなく、企業の利潤なども含んだ県民経済全体の所得水準を表したものです。

遡及改定について

本推計では多くの統計調査などから得られるデータを用いていますが、毎年調査公表される資料ばかりではありません。毎年度、可能な限り最新の調査結果を使用し、統計学的手法で平成18年度分まで遡及して推計値を改定しているため、同一年度であっても過去に公表された数値とは異なっています。

このため、県民経済計算の利用に際しては、常に最新のものをお使いください。

名目と実質とデフレーター

経済成長率には「名目」と「実質」という2つの表示方式があります。

「名目」

…その年度の時価で評価した値であり、その年度の経済状況を肌で実感することのできる数値といえます。各産業の全体に対する構成比の分析や他県との経済規模の比較などに適切な指標です。

「実質」

…特定の年の物価を基準として（現在は平成23年（暦年）を基準年）、価格上昇や下落などの物価変動の影響分を取り除いたもので、異なる年度間の比較をする際に適切な指標です。

この名目値と実質値の間の価格変動分を調整する指標を、「デフレーター」といいます。

なお、実質化には「連鎖方式」を採用しています。

「連鎖方式」

常に前年を基準年とし、毎年毎年の積み重ねで接続して行く方法で、基準年は毎年更新されます。

県内ベースと県民ベース

付加価値額を把握しようとする場合には、「**県内ベース（属地主義）**」と「**県民ベース（属人主義）**」という2つの考え方があります。

「県内ベース（属地主義）」

…熊本県という行政区域内の生産活動を、それに携わった者が県内に居住しているか否かにかかわらず把握するものです。

「県民ベース（属人主義）」

…県内に居住する者が携わった生産活動を、それが県内で行われたか否かにかかわらず把握するものです。

県民経済計算では、県内総生産は「**県内ベース**」で、県民所得は「**県民ベース**」で把握されます。したがって、熊本県民が他県で生産活動に携わっている場合、その生産活動から生み出された付加価値は熊本県の県内総生産には計上されず、熊本県の県民所得には計上されることとなります。

市場価格表示と要素費用表示

付加価値額を表す場合に「**市場価格表示**」と「**要素費用表示**」の2つの表示方法があります。

「市場価格表示」

…市場で取引される価格で表示する方法（間接税などを含んだもの）。

「要素費用表示」

…生産のために必要とされる生産要素（労働、資本、土地）の提供者に対して分配された費用（賃金、利潤など）で表示する方法（間接税などを除いたもの）。

総（グロス）と純（ネット）

建物・機械設備などの固定資産は、生産過程において利用による摩耗や年月の経過による老朽化、陳腐化などによりその価値が減少します。こうした資産価値の減少分を「**固定資本減耗**」といいます。

そして、固定資本減耗を含んだ県内生産額を「**県内総生産**」、含まないものを「**県内純生産**」といいます。

F I S I M

FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）は、金融サービスの一形態です。金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがあります（このような金融仲介機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課す）。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIMです。産出されたFISIMは、需要先としては、サービスの利用者の消費（中間消費ないし最終消費支出）に配分されます。

○取引主体の分類

県民経済計算では、目的に応じて2種類の取引主体に分類しています。

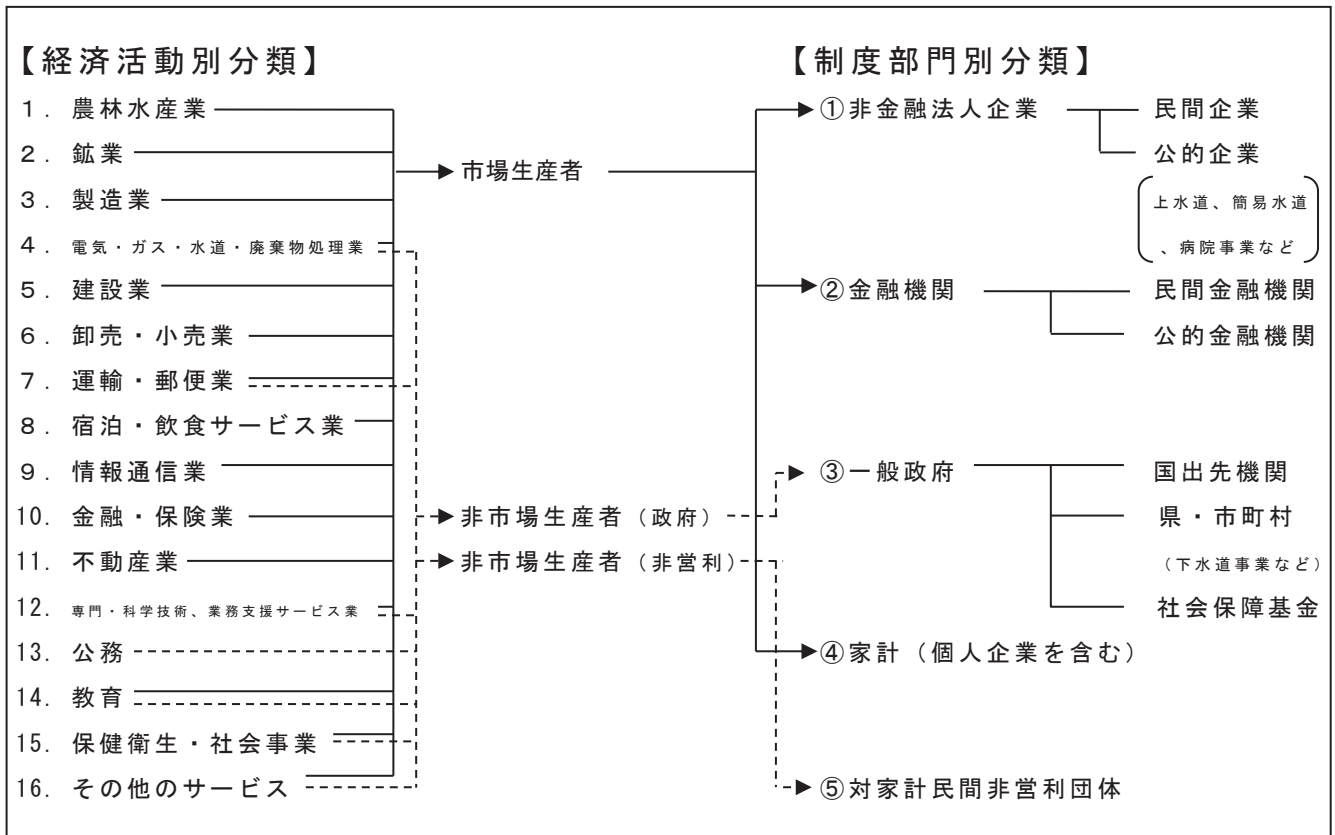
経済活動別分類と制度部門別分類

「経済活動別分類」

…モノ（実物）の流れをみるための分類で、大きくは、1. 農林水産業～16. その他のサービスに分類されます。

「制度部門別分類」

…カネ（金融）の流れをみるための分類で、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体に分類されます。



制度部門別分類

項目	定義と内容
非金融法人企業	<p>主に民間の事業法人が大半を占めていますが、国の特許特別会計、地方公営企業、特殊法人の一部など公的機関であっても民間の産業と類似した活動を行っている機関も含まれます。</p> <p>(民間) 株式会社、医療法人など (公的) 病院事業、NTT、各高速道路株式会社など</p>
金融機関	<p>金融機関には、銀行、保険、信託など民間の金融機関のほか、国の特別会計（財政投融资特別会計など）や公庫などの政府系金融機関など民間の金融機関と類似の活動を行っている機関も含まれます。</p>
一般政府	<p>国の出先機関や県、市町村、社会保障基金から構成されます。社会保障基金とは、社会保障給付を行うことを目的とする組織のことで、具体的には、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計（厚生年金、国民年金など）、公務員年金を運営する共済組合の一部などが含まれます。</p>
家計 (個人企業を含む)	<p>生計を有するすべての居住者である人々が含まれます。自営農家などの個人企業も含まれます。</p>
対家計民間 非営利団体	<p>私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体など利益追求を目的とせずに活動を行っている団体です。</p>

○統計表

県民経済計算の統計表には、「主要系列表」「基本勘定」「付表」「関連指標」があります。

「主要系列表」

◆経済活動別県内総生産（生産側）

一年間（年度）に県内における生産活動によって新たに生み出された付加価値の評価額を経済活動別に示したものです。

これは、産出額（※１）から中間投入（※２）を控除したものに当たります。
（※１）産出額…一年間に生産された財貨・サービスの総価額のこと、自家消費のための生産物や便益も含まれます。

（※２）中間投入…生産の過程で必要な原材料、光熱燃料費などのことです。

1. 農林水産業	
(1) 農業	畜産業、農業サービス業を含む
(2) 林業	きのこ類の栽培を含む
(3) 水産業	
2. 鉱業	砕石製造業を含む
3. 製造業	
(1) 食料品	飲料・たばこ・飼料製造業、と畜場を含む
(2) 繊維製品	
(3) パルプ・紙・紙加工 品	
(4) 化学	
(5) 石油・石炭製品	
(6) 窯業・土石製品	砕石製造業を除く
(7) 一次金属	鉄鋼業、非鉄金属製造業
(8) 金属製品	
(9) はん用・生産用・業 務用機械	
(10) 電子部品・デバイス	
(11) 電気機械	
(12) 情報・通信機器	
(13) 輸送用機械	
(14) 印刷業	
(15) その他の製造業	木材・木製品製造業、ゴム製品製造業、 プラスチック製品製造業など
4. 電気・ガス・水道・廃棄 物処理業	
(1) 電気業	
(2) ガス・水道・廃棄物 処理業	上水道、（政府）下水道、廃棄物処理業など
5. 建設業	
6. 卸売・小売業	
(1) 卸売業	
(2) 小売業	
7. 運輸・郵便業	

<p>8. 宿泊・飲食サービス業</p> <p>9. 情報通信業 (1) 通信・放送業 (2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業</p> <p>10. 金融・保険業</p> <p>11. 不動産業 (1) 住宅賃貸業 (2) その他の不動産業</p> <p>12. 専門・科学技術、業務支援サービス業</p> <p>13. 公務</p> <p>14. 教育</p> <p>15. 保健衛生・社会事業</p> <p>16. その他のサービス</p> <p>17. 小計 (1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15+16)</p> <p>18. 輸入品に課される税・関税</p> <p>19. (控除) 総資本形成に係る消費税</p> <p>20. 県内総生産 (17+18-19)</p>	<p>持ち家の帰属家賃を含む</p> <p>広告業、物品賃貸サービス業など</p> <p>医療・保健、介護など</p> <p>自動車整備・機械修理業、洗濯・理容・美容・浴場業など</p>
<p>第1次産業</p> <p>第2次産業</p> <p>第3次産業</p>	<p>農林水産業（農業、林業、水産業）</p> <p>鉱業、製造業、建設業</p> <p>電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術、業務支援サービス業、公務、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービス</p>
<p>市場生産者</p> <p>一般政府</p> <p>対家計民間非営利団体</p>	<p>市場において、利潤を目的として生産コストを上回る価格で生産物（商品やサービス）を販売する生産者（民間の事業所、医療機関など）</p> <p>国・県・市町村などの行政機関、社会保障基金</p> <p>営利を目的としない社会的、公共的サービスを家計に提供する民間の団体（私立学校、宗教団体、労働組合など）</p>

【用語の解説】

項目	定義と内容
<p>帰属家賃</p>	<p>県民経済計算の特殊な概念に帰属計算があります。 これは、実際には商品やサービスが市場で取引されていなくても、それがあたかも行われたかのようにみなして推計をする方法です。 持ち家に住んでいる人は自ら不動産を営み、自らに家賃を支払っているとみなしたものです。 生産面では不動産を営む個人企業の生産額に、分配面では個人企業所得（持ち家）に、支出面では家計の最終消費（住居費）になります。</p>
<p>輸入品に課される税・関税</p>	<p>「関税」、「輸入品商品税」からなり、輸入した事業所所在県で計上されます。なお、各経済活動別への格付けが難しいため、欄外で一括計上することとなっています。</p> <p>関税 …関税定率表に基づいて輸入品に課す税</p> <p>輸入品商品税 …輸入品が税関通過の際に課税される内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税など）</p>
<p>(控除) 総資本形成に係る消費税</p>	<p>総固定資本形成及び在庫変動に係る消費税を示します。生産面では推計技術上の問題から付加価値の額はすべて消費税を上乗せした市場価格で評価しています。 一方、支出面の県内総資本形成には「仕入税額控除できる消費税」は含まれていません。そこで、県内総資本形成に係る消費税額を生産系列から控除する扱いとなっています。</p>
<p>県内総生産 (生産側)</p>	<p>一年間（年度）に県内の各経済部門の生産活動によって新たに生じた付加価値を示したもので、産出額から中間投入額を差し引いたものです。</p>

◆ 県民所得

生産活動で生み出された付加価値は、労働提供者には賃金（雇用者報酬）、資本や土地の提供者には利子・配当・賃貸料（財産所得）、企業などには利潤（企業所得）として分配されます。

1. 県民雇用者報酬	
(1) 賃金・俸給	現金給与、役員報酬（給与・賞与）など
(2) 雇主の社会負担	
a. 雇主の現実社会負担	社会保障基金（健康保険など）や厚生年金基金などへの雇主の負担金
b. 雇主の帰属社会負担	退職一時金（政府分等）や公務災害補償費など雇主が雇用者に支払う福祉的な給付
2. 財産所得（非企業部門）	
a. 受取	利子、配当、賃貸料などの純受取
b. 支払	
(1) 一般政府	国・県・市町村や社会保障基金の利子、配当、賃貸料など
a. 受取	
b. 支払	
(2) 家計	
① 利子	預貯金利子、有価証券利子など
a. 受取	
b. 支払（消費者負債利子）	
② 配当（受取）	株式・出資金配当
③ その他の投資所得（受取）	
④ 賃貸料（受取）	土地賃貸料と著作権使用料
(3) 対家計民間非営利団体	
a. 受取	
b. 支払	
3. 企業所得（企業部門の第1次所得バランス）	営業余剰・混合所得（ほぼ営業利益に相当）に財産所得の受払（営業外収入－営業外費用）を加えたもの（ほぼ経常利益に相当）
(1) 民間法人企業	
a. 非金融法人企業	
b. 金融機関	
(2) 公的企業	
a. 非金融法人企業	
b. 金融機関	
(3) 個人企業	
a. 農林水産業	
b. その他の産業（非農林水産・非金融）	
c. 持ち家	
4. 県民所得（要素費用表示）（1+2+3）	
5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	消費税、関税、酒税など－補助金
6. 県民所得（市場価格表示）（4+5）	
7. 経常移転（純）	所得・富等に課される経常税（所得税、法人税など）、現物社会移転以外の社会給付と純社会負担（国民年金及び国民健康保険など）、その他の経常移転（地方交付税交付金など）
(1) 非金融法人企業及び金融機関	
(2) 一般政府	
(3) 家計（個人企業を含む）	
(4) 対家計民間非営利団体	
8. 県民可処分所得（6+7）	市場価格表示の県民所得に経常移転（純）を加えたもの
(1) 非金融法人企業及び金融機関	
(2) 一般政府	
(3) 家計（個人企業を含む）	
(4) 対家計民間非営利団体	
（参考）県民総所得（市場価格）	

【用語の解説】

項目	定義と内容
<p>県民雇用者報酬</p>	<p>県内に居住する雇用者（県民）が、労働の報酬として雇主から受け取るすべての現金給与などのことで、現金給与は所得税や社会保険料のうち事業主負担分などの控除前の金額で計上され、「賃金・俸給」、「雇主の社会負担」から構成されます。</p> <p>賃金・俸給</p> <p>…一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与などのほかに役員報酬（給与・賞与）、議員歳費などが含まれます。</p> <p>雇主の社会負担</p> <p>…「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇主の現実社会負担 <ul style="list-style-type: none"> 雇主の現実年金負担 <p>…社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の負担金。厚生年金基金、確定給付型企业年金などの年金基金への雇主の負担金が含まれます。</p> 雇主の現実非年金負担 <p>…社会保障制度のうち医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金が含まれます。</p> 雇主の帰属社会負担 <ul style="list-style-type: none"> 雇主の帰属年金負担 <p>…社会保険制度のうち確定給付型の年金や退職一時金が含まれます。</p> 雇主の帰属非年金負担 <p>…公務災害補償費など雇主が雇用者に支払う福祉的な給付が含まれます。</p>
<p>財産所得 (非企業部門)</p>	<p>金融資産や土地などを賃貸する場合に発生する所得のことです。「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」、「賃貸料」に分類されます。</p> <p>利子</p> <p>「受取」…一般預貯金利子、有価証券利子など 「支払」…家計の支払利子など</p> <p>法人企業の分配所得</p> <p>…株式・出資金配当</p> <p>その他の投資所得</p> <p>…生命保険などから受け取ることができる保険技術準備金の投資によって得られる所得など</p> <p>賃貸料</p> <p>…土地賃貸料や著作権使用料などの資産運用に関連して受け取る所得のことです。</p>

【用語の解説】

項目	定義と内容
<p>企業所得 (企業部門の第1次所得バランス)</p>	<p>営業余剰・混合所得（ほぼ営業利益に相当）に財産所得の受払（営業外収入－営業外費用）を加えたもの（ほぼ経常利益に相当）であり、「民間法人企業」、「公的企業」、「個人企業」から構成されます。</p>
<p>県民所得 (要素費用表示)</p>	<p>県内居住者（県民）が、県内外を問わず携わった生産活動から受け取る所得であり、「県民雇用者報酬」、「財産所得」、「企業所得」の総額です。</p>
<p>生産・輸入品に課される税</p>	<p>「生産・輸入品に課される税」とは、次の各要件を満たすもので、生産コストの一部とみなされる点で、「所得・富等に課される経常税」とは区別されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税であること ② 税法上、損金算入が認められること ③ その負担が最終購入者へ転嫁されるもの <p>主なものとしては、消費税、関税、酒税、不動産取得税、固定資産税、企業が支払う自動車税などがあります。</p>
<p>補助金</p>	<p>県民経済計算上の「補助金」とは、次の3つの条件を満たすものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般政府から市場生産者に対して交付されるもの ② 市場生産者の経常費用を賄うために交付されるもの ③ 財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるもの
<p>県民所得 (市場価格表示)</p>	<p>県民所得は要素費用表示になっているため、「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を加えることにより、市場価格表示の県民所得が表示されます。</p>

【用語の解説】

項目	定義と内容
<p>経常移転（純）</p>	<p>経常移転（純）は、財産所得以外の経常移転であり、大別すると次のようなものがあります。</p> <p>所得・富等に課される経常税 …所得税、法人税、道府県民税、市町村民税など。</p> <p>現物社会移転以外の社会給付と純社会負担 …社会給付は、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して、家計に対して支払われる経常移転です。 社会負担は、社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払いのことです。</p> <p>その他の経常移転 …非生命保険金や非生命純保険料（損害保険などの保険金の支払いなど）、一般政府内の経常移転（地方交付税交付金など）、他に分類されない経常移転（罰金、寄付金、負担金、家計間の仕送り金など）が含まれます。</p>
<p>県民可処分所得</p>	<p>県民可処分所得は、市場価格表示の県民所得に経常移転（純）を加えたものです。 統合勘定の「県民可処分所得と使用勘定」の受取項目の合計値と一致します。</p>

◆県内総生産（支出側）

生産活動で生み出された付加価値が、労働提供者や資本・土地提供者、企業などに分配されたのち、消費や投資にどれだけ支出されたかを示すものです。

なお、経済活動を支出側からみたもので、県内総生産（生産側）に対応しています。

<p>1. 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 (再掲) 家計最終消費支出 (除く持ち家の帰属家賃) 持ち家の帰属家賃 (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出</p>	<p>1 2 目的（食料・非アルコール飲料、アルコール飲料・たばこ、被服・履物、住居・電気・ガス・水道、家具・家庭用機器・家事サービス、保健・医療、交通、通信、娯楽・レジャー・文化、教育、外食・宿泊、その他）に分類される</p>
<p>2. 政府最終消費支出 (1) 国出先機関 (2) 都道府県 (3) 市町村 (4) 社会保障基金 (再掲) 家計現実最終消費 政府現実最終消費</p>	<p>公的年金、医療費・介護費の給付など</p>
<p>3. 県内総資本形成 (1) 総固定資本形成 a. 民間 (a) 住宅 (b) 企業設備 b. 公的 (a) 住宅 (b) 企業設備 (c) 一般政府 (2) 在庫変動 a. 民間企業 b. 公的（公的企業・一般政府）</p>	<p>政府が家計に対して支給する個別的服务（医療、教育など）と、民間最終消費支出の合計 政府が社会全体に対して供給するサービス活動（外交、警察、消防など）</p>
<p>4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合 (1) 財貨・サービスの移出入（純） (2) 統計上の不突合</p>	<p>財貨・サービスの移出から財貨・サービスの移入を控除し、FISIM移出入（純）を加えたもの</p>
<p>5. 県内総生産（支出側） (1 + 2 + 3 + 4)</p>	<p>県内総生産（生産側）と等しい</p>
<p>(参考) 県外からの所得（純） 県民総所得（市場価格）</p>	<p>県民所得（要素費用表示）－ 県内要素所得による。 県外からの所得（純）＝「県外からの雇用者報酬（純）」＋「県外からの財産所得（純）」ともなる</p>

【用語の解説】

項目	定義と内容																				
民間最終消費支出	<p>「家計最終消費支出」と「対家計民間非営利団体最終消費支出」から構成されます。</p> <p>家計最終消費支出 …家計による消費財やサービスへの支出のことで、農家における農産物の自家消費、持ち家の帰属家賃なども計上されます。</p> <p>対家計民間非営利団体最終消費支出 …非市場生産者（非営利）の産出額から財貨・サービスの販売額（私立学校の授業料、社会福祉法人が設置する特別養護老人ホームの利用料など）及び自己勘定総固定資本形成（R&D）を差し引いたものです。</p>																				
政府最終消費支出	<p>一般政府が行政を行うのに必要な経費から、他部門に対する財貨・サービスの販売額（国公立学校の授業料など）及び自己勘定総固定資本形成（R&D）を差し引いた自己消費に、医療保険の給付や教科書購入などの家計への現物給付を加算したものです。</p>																				
最終消費支出と 現実最終消費	<p>消費とは、当該期間内に使用しつくされる対価を伴う支出のことです。最終消費とは、それ自体が目的の消費で、次の生産のための消費である中間消費（＝中間投入）と区別されます。</p> <p>「最終消費支出」 …各制度部門が実際に支出・負担した額を示すもの</p> <p>「現実最終消費」 …各制度部門が実際に享受した便益の額を示すもの</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">【最終消費支出】</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">【現実最終消費】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">民間最終消費支出</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">家計最終消費支出</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">家計現実最終消費</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">対家計民間非営利団体最終消費支出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">政府最終消費支出</td> <td style="text-align: center;">個別消費支出（注1）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">集合消費支出（注2）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">政府現実最終消費</td> </tr> </tbody> </table>		【最終消費支出】		【現実最終消費】		民間最終消費支出	家計最終消費支出		家計現実最終消費		対家計民間非営利団体最終消費支出			政府最終消費支出	個別消費支出（注1）				集合消費支出（注2）		政府現実最終消費
【最終消費支出】		【現実最終消費】																			
民間最終消費支出	家計最終消費支出		家計現実最終消費																		
	対家計民間非営利団体最終消費支出																				
政府最終消費支出	個別消費支出（注1）																				
	集合消費支出（注2）		政府現実最終消費																		
<p>（注1）「個別消費支出」とは、医療・教育・文化などの分野における個別の家計への便益であり、医療保険からの給付や公教育などを示します。</p> <p>（注2）「集合消費支出」とは、政府でなければ供給できない社会全体に対するサービス活動であり、外交、防衛、警察、消防、司法などを示します。</p>																					

【用語の解説】

項目	定義と内容
<p>県内総資本形成</p>	<p>民間及び公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計の生産者としての支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないもので、「総固定資本形成」と「在庫変動」から構成されます。</p> <p>総固定資本形成 …新規に購入した有形（建物、機械など）、または無形（コンピュータ・ソフトウェアなど）の資産（県内から取得した土地購入費及び中古品は控除）をいいます。</p> <p>在庫変動 …企業及び一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料などの当該期間における物量的増減を市場価格で評価したものです。</p>
<p>財貨・サービスの 移出入（純）</p>	<p>移出、移入は県際間の取引のことで、財貨・サービスの移出から財貨・サービスの移入を差し引き、FISIM移出入（純）を加えたものが、財貨・サービスの移出入（純）です。</p> <p>※ 「FISIM」については、P105 を参照。</p> <p>移出 …県内で生産された財貨・サービスなどが県外に取引されたもので、県外居住者が県内において直接購入したものも含まれます。</p> <p>移入 …県外で生産された財貨・サービスなどが県内に取引されたもので、県内居住者が県外において直接購入したものも含まれます。</p> <p>FISIM移出入（純） …FISIM県内産出額からFISIM県内消費額の全制度部門の合計を差し引いて求められます。</p>
<p>統計上の不突合</p>	<p>県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがあり、この乖離を指します。</p>
<p>県内総生産 （支出側）</p>	<p>県内の居住者（企業を含む）が最終財生産物（財貨・サービス）へ支出した額であり、県内総生産（生産側）に一致します。</p>
<p>県外からの所得 （純）</p>	<p>県民が県外から受け取った雇用者報酬、財産所得の受払いを純計で表したもので、県民所得（要素費用表示）から県内要素所得（県内純生産（要素費用表示））を差し引いて求められます。</p>
<p>県民総所得 （市場価格）</p>	<p>県民所得を最終財生産物に対する支出の面から把握したもので、市場価格で表示される県内総生産（支出側）に県外からの所得（純）を加えたものです。</p>

「基本勘定」

基本勘定は、「統合勘定」、「制度部門別所得支出勘定」で構成されています。

◆ 統合勘定

勘定には、「県内総生産勘定（生産側及び支出側）」、「県民可処分所得と使用勘定」、「県外勘定（経常取引）」、「資本勘定 ※」があります。

※本県では「資本勘定」は未推計のため作成しておりません。

県内総生産勘定（生産側及び支出側）

県内における経済活動を総括する勘定であり、市場価格表示の県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）を統合して表したものです。

項目	
1. 雇用者報酬（県内活動による）	}
2. 営業余剰・混合所得	
3. 固定資本減耗	
4. 生産・輸入品に課される税	
5. （控除）補助金	
県内総生産（生産側）	
6. 民間最終消費支出	}
7. 政府最終消費支出	
8. 県内総固定資本形成	
9. 在庫変動	
10. 財貨・サービスの移出入（純）	
11. 統計上の不突合	
県内総生産（支出側）	

県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した県内総生産（生産側）

県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した県内総生産（支出側）

県民可処分所得と使用勘定

この勘定の受取側の合計は「県民可処分所得」といい、県民全体で全額使用可能な所得を表しています。一方、支払側の合計は「県民可処分所得の使用」とし、県民経済を全体としてみた場合に可処分所得が消費と貯蓄にどのようなバランスで使用されたかを表しています。

項目	
1. 民間最終消費支出	県民可処分所得の使用側は、最終消費支出と貯蓄で構成されます。
2. 政府最終消費支出	
3. 県民貯蓄	
県民可処分所得の使用	
4. 雇用者報酬（県内活動による）	県民ベースの県民雇用者報酬から県内ベースの雇用者報酬（県内活動による）を差し引いたものとなります。
5. 県外からの雇用者報酬（純）	
6. 営業余剰・混合所得	「県外から受け取る財産所得－県外に支払う財産所得」で算出され、県外企業からの法人企業の分配所得や利子、賃貸料などが含まれます。
7. 県外からの財産所得（純）	
8. 生産・輸入品に課される税	財産所得以外の経常移転のことで、寄付金、負担金、家計間の仕送り金、贈与金など、他では表章されないものが含まれます。
9. （控除）補助金	
10. 県外からの経常移転（純）	
県民可処分所得	

県外勘定（経常取引）

この勘定は、県外と行った取引を県外からの視点で総括的に表した勘定です。

県外取引は、経常取引、資本取引及び金融取引に区分されますが、県民経済計算では経常取引についてのみ記録しています。

項目	
1. 財貨・サービスの移出入（純）	県外から受け取る雇用者報酬（つまり県内常住者で県外へ就業している者の分）です。
2. 雇用者報酬（支払）	
3. 財産所得（支払）	
4. 経常移転（支払）	
5. 経常県外収支	
支払	
6. 雇用者報酬（受取）	県外からの視点でみた勘定となっています。県外から県内への支払、つまり県内の受取となります。
7. 財産所得（受取）	
8. 経常移転（受取）	バランス項目として支払側に設けられています。県外取引でもたらされた貯蓄と考えることができます。
受取	
	県外からの視点でみた勘定となっています。県外が県内から受け取る、つまり県内の支払となります。
	県外に支払う雇用者報酬（つまり県外常住で県内に就業している者の分）です。

◆ 制度部門別所得支出勘定

勘定には、「非金融法人企業」「金融機関」「一般政府」「家計（個人企業を含む）」「対家計民間非営利団体」の5つがあります。

非金融法人企業

支払	受取
1. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. その他の社会保険非年金給付 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 5. 貯蓄	6. 営業余剰 7. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 8. 雇主の帰属社会負担 9. その他の経常移転 うち非生命保険金

金融機関

支払	受取
1. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 年金受給権に係る投資所得 c. 投資信託投資者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. 現物社会移転以外の社会給付 (1) その他の社会保険年金給付 (2) その他の社会保険非年金給付 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金 5. 年金受給権の変動調整 6. 貯蓄	7. 営業余剰 8. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 投資信託投資者に帰属する投資所得 9. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 (4) 家計の追加社会負担 (5) (控除)年金制度の手数料 10. その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金

一般政府

支払	受取
1. 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 2. 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険非年金給付 (3) 社会扶助給付 3. その他の経常移転 うち非生命純保険料 4. 最終消費支出 5. 貯蓄	6. 生産・輸入品に課される税 7. (控除)補助金 8. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 9. 所得・富等に課される経常税 10. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 11. その他の経常移転 うち非生命保険金

家計（個人企業を含む）

支払	受取
<ol style="list-style-type: none"> 1. 財産所得 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費者負債利子 (2) その他の利子 (3) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. 純社会負担 <ol style="list-style-type: none"> (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 (4) 家計の追加社会負担 (5) (控除) 年金制度の手数料 4. その他の経常移転 <ul style="list-style-type: none"> うち非生命純保険料 5. 最終消費支出 6. 貯蓄 	<ol style="list-style-type: none"> 7. 営業余剰・混合所得 <ol style="list-style-type: none"> (1) 営業余剰（持ち家） (2) 混合所得 8. 雇用者報酬 <ol style="list-style-type: none"> (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 <ol style="list-style-type: none"> a. 雇主の現実社会負担 b. 雇主の帰属社会負担 9. 財産所得 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利子 (2) 配当 (3) その他の投資所得 <ol style="list-style-type: none"> a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 年金受給権に係る投資所得 c. 投資信託投資者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 10. 現物社会移転以外の社会給付 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険年金給付 (3) その他の社会保険非年金給付 (4) 社会扶助給付 11. その他の経常移転 <ul style="list-style-type: none"> うち非生命保険金 12. 年金受給権の変動調整

対家計民間非営利団体

支払	受取
<ol style="list-style-type: none"> 1. 財産所得 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利子 (2) 賃貸料 2. 現物社会移転以外の社会給付 <ol style="list-style-type: none"> (1) その他の社会保険非年金給付 (2) 社会扶助給付 3. 非生命純保険料 4. 最終消費支出 5. 貯蓄 	<ol style="list-style-type: none"> 6. 財産所得 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利子 (2) 配当 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 7. 雇主の帰属社会負担 8. その他の経常移転 <ul style="list-style-type: none"> うち非生命保険金

【用語の解説】

項目	定義と内容
<p>所得・富等に課される経常税</p>	<p>労働を提供することによって得られる所得や財産を貸与することによって得られる所得などに対して公的機関によって定期的に課される租税及び家計が保有している資産に課される租税のことをいいます。例として、所得税、法人税、県民税、市町村民税、家計が負担する自動車関連諸税などが挙げられます。</p>
<p>貯蓄</p>	<p>各制度部門ごとに、受取合計から支払合計を差し引いたものです。</p>
<p>純社会負担</p>	<p>「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」の合計から「年金制度の手数料」を控除したものです。</p> <p>雇主の現実社会負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>雇主の現実年金負担</p> <p>…社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の負担金。厚生年金基金、確定給付型企业年金などの年金基金への雇主の負担金が含まれます。</p> <p>雇主の現実非年金負担</p> <p>…社会保障制度のうち医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金が含まれます。</p> <p>雇主の帰属社会負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>雇主の帰属年金負担</p> <p>…社会保険制度のうち確定給付型の年金や退職一時金が含まれます。</p> <p>雇主の帰属非年金負担</p> <p>…公務災害補償費など雇主が雇用者に支払う福祉的な給付が含まれます。</p> <p>家計の現実社会負担</p> <p>…社会保障制度などに対して家計自身が支払う保険料や掛金などの負担。年金、医療、介護、雇用保険などに係る保険料です。</p> <p>家計の追加社会負担</p> <p>…財産所得の「その他の投資所得」のうち「年金受給権に係る投資所得」と同額が計上されます。</p> <p>(控除) 年金制度の手数料</p> <p>…年金基金に係る制度の運営費用を指します。</p>

【用語の解説】

項目	定義と内容
<p>現物社会移転 以外の社会給付</p>	<p>「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」に分類されます。</p> <p>現金による社会保障給付 …社会保障基金（政府）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付（医療や介護の保険給付分を除く）で、現金の形で支払われるものです。</p> <p>その他の社会保険年金給付 …政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとした退職後所得保障制度（企業年金や退職一時金）から支払われる現金給付のことです。具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額などのことです。</p> <p>その他の社会保険非年金給付 …社会保障基金（政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付のことです。</p> <p>社会扶助給付 …社会保険制度の下で支払われるものではなく、政府や対家計民間非営利団体によって家計に支払われる扶助給付のことです。生活保護費、恩給、無償の奨学金などが含まれます。</p>
<p>営業余剰・ 混合所得</p>	<p>生産活動における企業など生産者の貢献分として分配されるもので、企業会計でいう営業利益に相当するものです。</p> <p>なお、「混合所得」とは、家計が受け取る所得のうちの個人企業としての所得分のことであり、その中には、家族従業員への労働報酬（賃金に該当するもの）と営業余剰とが混在しているため、営業余剰とは区別されます。</p>
<p>年金受給権の 変動調整</p>	<p>退職後所得保障制度（企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額のこと。</p> <p>年金受給権の変動調整 = 雇主の現実年金負担 + 雇主の帰属年金負担 + 家計の現実年金負担 + 家計の追加社会負担 - 年金制度の手数料 - その他の社会保険年金給付</p>

「付表」

県民経済計算における主要な項目について、更に詳細な内訳を示すものです。

◆ 社会保障負担の明細表（一般政府の受取）

社会保障基金に属する年金特別会計、共済組合などの構成部門ごとに雇主及び家計の負担額を表章しています。社会保障基金を構成している各部門が県民の福祉のためにいかなる活動をしているかを把握するための明細表です。

◆ 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）

社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付金（年金、医療、介護、雇用保険給付金など）、その他の社会保険非年金給付（公務災害補償費など）、社会扶助給付（生活保護費など）の社会保障関係支出の状況を社会保障制度を構成する各機関（年金特別会計、国民健康保険、共済組合など）ごとに把握することにより、県民に対する福祉（社会保障関係）の実態を詳細に把握するための明細表です。

◆ 経済活動別県内総生産及び要素所得（名目）

経済活動別に産出額から営業余剰・混合所得まで示したものです。

○産出額 - 中間投入（原材料費など） = 県内総生産

○ 県内総生産 - 固定資本減耗 = 県内純生産

○ 県内純生産 - 生産・輸入品に課される税（控除）補助金 = 県内要素所得

○ 県内要素所得 - 県内雇用者報酬 = 営業余剰・混合所得

◆ 経済活動別の就業者数及び雇用者数

経済活動別の労働力の投入量を年間平均就業者数、雇用者数で示したもので、計数の利用にあたっては次の点に留意が必要です。

○分類はSNA分類（経済活動別分類のことで日本標準産業分類とは異なる）によります。

○いくつかの仕事を兼ねている者、あるいは2ヶ所以上の事業所に雇用されている者については2人と数えているため、「国勢調査」などの1人の仕事を一つの就業に限って数えているような調査値とは異なります。

○時間の短いパートタイム労働者や有給の家族従業者も1人の雇用者として捉えています。

II 県民経済計算の推計方法

県内総生産（生産側）

項目	推計方法	資料及び照会先
1 農林水産業	<p>※ 国が提供する中間投入比率を用いない経済活動では、FISIM 消費額及び政府手数料を加算する。</p> <p>下記の産出額に、企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額を加算する。</p>	
(1) 農業		
① 産出額	<p>1 農業…耕種、畜産、農産加工の品目別合計額 ※山林用苗木を控除</p> <p>2 農業サービス業…全国産出額×従業者数の対全国比</p>	<p>生産農業所得統計</p> <p>内閣府資料 経済センサス基礎調査</p>
② 中間投入額	<p>1 農業…産出額×中間投入比率 中間投入比率＝農業経営費／農業粗収益 ※農業経営費は、雇用労賃、支払小作料、企画管理費、負債利子、物件税・公課諸負担、減価償却費を控除したもの</p> <p>2 農業サービス業…産出額×中間投入比率</p>	<p>九州農政局照会</p> <p>内閣府資料</p>
(2) 林業		
① 産出額	<p>1 育林業…「木材生産」産出額×（県産業連関表の「育林」の生産額／「素材」の生産額） ×（民有林の林野面積／全林野面積）</p> <p>2 素材生産業…「木材生産」産出額×（民有林の林野面積／全林野面積）＋（「薪炭」「栽培さのこ類」「林野副産物採取」の産出額）</p> <p>3 狩猟業…種類別捕獲数×販売単価</p>	<p>生産林業所得統計、県産業連関表、農林業センサス、熊本県林業統計要覧、県森林整備課照会</p> <p>生産林業所得統計 農林業センサス</p> <p>県自然保護課照会</p>
② 中間投入額	中間投入額＝産出額×中間投入比率	内閣府資料
(3) 水産業		
① 産出額	<p>1 海面漁業、海面養殖業…漁業生産額</p> <p>2 内水面漁業…魚種別全国生産額×漁獲量対全国比</p> <p>3 内水面養殖業…魚種別収穫量×全国平均単価</p>	<p>漁業産出額（漁業生産額）</p> <p>漁業・養殖業生産統計年報</p> <p>漁業・養殖業生産統計年報</p>
② 中間投入額	<p>中間投入額＝産出額×中間投入比率 中間投入比率＝（漁船・漁具費、油費、えさ代、種苗代、核代、販売手数料、その他）／漁労収入</p>	漁業経営調査
2 鉱業		
① 産出額	全国産出額×従業者数の対全国比	内閣府資料 経済センサス基礎調査
② 中間投入額	中間投入額＝産出額×中間投入比率	内閣府資料
3 製造業	<p>※ 碎石製造業分は控除する（→鉱業で推計）</p> <p>（製造品出荷額等－転売商品の仕入額＋在庫純増） ×年度転換比率＋R&D 産出額＋自社開発ソフトウェア産出額</p> <p>年度転換比率＝（生産指数の年度値／暦年値）× （産出物価指数の年度値／暦年値）</p>	<p>工業統計調査 経済センサス活動調査</p> <p>熊本県鉱工業指数 製造業部門別産出物価指数</p>

県内総生産（生産側）

項目	推計方法	資料及び照会先
<p>3 製造業</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>(原材料使用額等－製造関連外注費－転売商品の仕入額) × 年度転換比率＋間接費＋FISIM消費額＋政府手数料</p> <p>年度転換比率＝(生産指数の年度値／暦年値) × (投入物価指数の年度値／暦年値)</p> <p>間接費＝産出額×間接費比率</p>	<p>工業統計調査 経済センサス活動調査</p> <p>熊本県鉱工業指数 製造業部門別投入物価指数</p> <p>内閣府資料</p>
<p>4 電気・ガス・水道・ 廃棄物処理業</p> <p>① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>下記の産出額に、企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額を加算する。</p> <p>1 電気業…発電部門収入＋送電・変電・配電部門収入</p> <p>2 ガス・熱供給業…営業収入</p> <p>3 水道業…営業収入－受託工事収益－受水費</p> <p>4 廃棄物処理業…全国産出額×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比</p> <p>1 電気業…照会資料等から積上げ</p> <p>2 ガス・熱供給業…照会資料から積上げ</p> <p>3 水道業…決算書から積上げ</p> <p>4 廃棄物処理業…産出額×中間投入比率</p> <p>※(政府)下水道、(政府)廃棄物処理 →「17 非市場生産者(政府)」参照</p>	<p>有価証券報告書 関係機関照会 熊本県公営企業決算書</p> <p>関係機関照会</p> <p>県市町村課照会 熊本県公営企業決算書</p> <p>内閣府資料、第3次産業活動指数、経済センサス基礎調査、毎月勤労統計調査</p> <p>有価証券報告書 関係機関照会 熊本県公営企業決算書</p> <p>関係機関照会</p> <p>県市町村課照会 熊本県公営企業決算書</p> <p>内閣府資料</p>
<p>5 建設業</p> <p>① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>1 建築工事・土木工事… 建設投資推計額×出来高ベース工事高対全国比＋ R&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額</p> <p>2 補修工事…建築工事・土木工事産出額×建設補修率 建設補修率＝建設の建設補修／(建築＋土木)</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p>	<p>建設投資見通し 建設総合統計年度報</p> <p>県産業連関表 建設工事施工統計調査</p> <p>内閣府資料</p>
<p>6 卸売・小売業</p> <p>① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>産出額＝(年間販売額－本支店間移動－製造業の販売事業所分)×マージン率＋その他の収入額 ＋R&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額</p> <p>マージン率＝(年間商品販売額－年間商品仕入額) ／年間商品販売額</p> <p>※「製造業の販売事業所分」の控除は卸売業のみ</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p>	<p>商業統計調査 商業動態統計調査 法人企業統計調査</p> <p>内閣府資料</p>

県内総生産（生産側）

項目	推計方法	資料及び照会先
<p>7 運輸・郵便業 ① 産出額</p> <p>1 鉄道業 ア JR旅客、JR貨物：自県分営業収益 イ JR以外の鉄道・軌道等：各社毎の営業収益</p> <p>2 道路運送業 ア 道路旅客業：自県分営業収益 イ 道路貨物運送業：全国産出額×年度転換比率 ×輸送トン数の対全国比</p> <p>3 水運業…全国産出額×年度転換比率 ×貨物量の対全国比 又は ×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比</p> <p>4 航空運輸業…全国産出額×年度転換比率 ×（空港間旅客数×空港間キロ数）の対全国比 又は ×乗客数の対全国比</p> <p>5 その他の運輸業…全国産出額×年度転換比率 ×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比 又は ×普通倉庫の年度平均月末在庫量の対全国比 ※貨物運送取扱業、倉庫業、こん包業、道路輸送施設 提供業等からなる</p> <p>6 郵便業…全国産出額×年度転換比率 ×従業者数の対全国比</p> <p>② 中間投入額</p> <p>※（政府）水運施設管理、（政府）航空施設管理（国営） →「17 非市場生産者（政府）」参照</p>	<p>下記の産出額に、企業内研究開発の R&D 産出額及び自社 開発ソフトウェア産出額を加算する。</p>	<p>九州運輸要覧、鉄道統計年 報、決算資料</p> <p>九州運輸要覧 内閣府資料、第3次産業活動 指数、交通関連統計資料集</p> <p>内閣府資料、第3次産業活 動指数、港湾調査、経済セ ンサス基礎調査、毎月勤労 統計調査</p> <p>内閣府資料、第3次産業活 動指数、航空輸送統計調査 、暦年・年度別空港管理状 況調査</p> <p>内閣府資料、第3次産業活 動指数、経済センサス基礎 調査、毎月勤労統計調査、 関係機関照会、自動車駐車 場年報</p> <p>内閣府資料、第3次産業活 動指数、経済センサス基礎 調査</p> <p>内閣府資料</p>
<p>8 宿泊・飲食サービ ス業 ① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>全国産出額×年度転換比率×（従業者数×1人当たり現金 給与）の対全国比</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p>	<p>内閣府資料、第3次産業活 動指数、経済センサス基礎 調査、毎月勤労統計調査</p> <p>内閣府資料</p>
<p>9 情報通信業 ① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>1 電信・電話業…全国産出額×年度転換比率 ×電話発信回数の対全国比 又は ×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比</p> <p>2 放送業…企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソ フトウェア産出額を加算する。 ア 公共放送業：受信料収入＋交付金収入 イ 民間放送業：放送収入＋制作収入＋番組販売収入 －代理店手数料 ウ 有線放送業：全国産出額×年度転換比率×（従業者 数×1人当たり現金給与）の対全国比</p> <p>3 情報サービス業…上記「有線放送業」と同じ 4 映像・音声・文字情報制作業…同上</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p>	<p>内閣府資料、第3次産業活 動指数、テレコムデータブ ック、経済センサス基礎調 査、毎月勤労統計調査</p> <p>関係機関照会、決算資料 関係機関照会</p> <p>内閣府資料、第3次産業活 動指数、経済センサス基礎 調査、毎月勤労統計調査</p> <p>内閣府資料</p>

県内総生産（生産側）

項目	推計方法	資料及び照会先
<p>10 金融・保険業</p> <p>(1) 金融業</p> <p>① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p> <p>(2) 保険業</p> <p>① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>下記の産出額に、企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額を加算する。</p> <p>1 日本銀行…コスト総額</p> <p>2 預金取扱機関…FISIM 産出額＋受取手数料 ・FISIM 産出額は、全国値を金融機関全部の預金残高、貸出金残高の対全国比で分割 ・受取手数料は、全国値を金融機関ごとに預金残高、貸出金残高の対全国比で分割</p> <p>3 その他の金融機関…受取手数料 ＝全国値×従業者数の対全国比</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>1 生命保険…受取保険料＋財産運用純益－支払保険金－準備金純増</p> <p>2 年金基金…全国産出額×加入者数等の対全国比</p> <p>3 非生命保険 民間、公的：受取保険料＋財産運用純益－支払保険金－準備金純増 定型保証：受取保証料＋財産運用純益－純債務肩代わり</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p>	<p>内閣府資料</p> <p>内閣府資料 決算資料</p> <p>内閣府資料 経済センサス基礎調査</p> <p>内閣府資料</p> <p>内閣府資料</p> <p>内閣府資料 関係機関照会 決算資料、内閣府資料</p> <p>内閣府資料</p>
<p>11 不動産業</p> <p>① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>1 住宅賃貸業…支出系列で推計した額＋自社開発ソフトウェア産出額</p> <p>2 不動産仲介業、不動産賃貸業 全国産出額×年度転換比率×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p>	<p>内閣府資料、第3次産業活動指数、経済センサス基礎調査、毎月勤労統計調査</p> <p>内閣府資料</p>
<p>12 専門・科学技術、業務支援サービス業</p> <p>① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>1 研究開発サービス、広告業、物品賃貸サービス業、その他の対事業所サービス業 全国産出額×年度転換比率×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比</p> <p>2 獣医業…全国産出額×獣医業従事者の対全国比</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>※（政府）学術研究 →「17 非市場生産者（政府）」参照</p> <p>※（非営利）自然・人文科学研究機関 →「18 非市場生産者（非営利）」参照</p>	<p>内閣府資料 第3次産業活動指数 経済センサス基礎調査 毎月勤労統計調査</p> <p>内閣府資料、獣医師の届出状況（獣医師数）</p> <p>内閣府資料</p>
<p>13 公務</p>	<p>「17 非市場生産者（政府）」参照</p>	

県内総生産（生産側）

項目	推計方法	資料及び照会先
<p>14 教育</p> <p>① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>全国産出額×年度転換比率×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>※（政府）教育 →「17 非市場生産者（政府）」参照</p> <p>※（非営利）教育 →「18 非市場生産者（非営利）」参照</p>	<p>内閣府資料、第3次産業活動指数、経済センサス基礎調査、毎月勤労統計調査</p> <p>内閣府資料</p>
<p>15 保健衛生・社会事業</p> <p>① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>1 医療・保健</p> <p>ア 医療業：（公費負担分＋保険者等負担分＋後期高齢者医療給付分＋患者負担分）×（1＋保険外診療収入／保険診療収入）＋R&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額</p> <p>イ 保健衛生業、社会福祉業 全国産出額×年度転換比率×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比</p> <p>2 介護 介護給付・予防給付費用額（福祉用具購入費及び住宅改修費を除く）＋市町村特別給付費用額＋自社開発ソフトウェア産出額</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>※（政府）保健衛生、社会福祉 →「17 非市場生産者（政府）」参照</p> <p>※（非営利）社会福祉 →「18 非市場生産者（非営利）」参照</p>	<p>国民医療費、基金年報、後期高齢者医療事業状況報告、経済センサス活動調査</p> <p>内閣府資料、第3次産業活動指数、経済センサス基礎調査、毎月勤労統計調査</p> <p>介護保険事業状況報告</p> <p>内閣府資料</p>
<p>16 その他のサービス</p> <p>①産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>1 自動車整備・機械修理業</p> <p>ア 自動車整備業 全国産出額×年度転換比率×自動車保有車両数の対全国比</p> <p>イ 機械修理業 全国産出額×年度転換比率×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比</p> <p>2 会員制企業団体、娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業 上記「機械修理業」と同じ</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>※（政府）社会教育 →「17 非市場生産者（政府）」参照</p> <p>※（非営利）社会教育、（非営利）その他 →「18 非市場生産者（非営利）」参照</p>	<p>内閣府資料、第3次産業活動指数、交通関連統計資料集</p> <p>内閣府資料、第3次産業活動指数、経済センサス基礎調査、毎月勤労統計調査</p> <p>内閣府資料</p>

県内総生産（生産側）

項目	推計方法	資料及び照会先
<p>17 非市場生産者（政府）</p> <p>① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>1 雇用者報酬＋2 中間投入＋3 固定資本減耗 ＋4 生産・輸入品に課される税</p> <p>1 雇用者報酬 賃金・俸給＋社会保障基金等に対する雇主の拠 出金＋公務員住宅賃貸の差額家賃</p> <p>2 中間投入 決算書の積上げ＋FISIM消費額－ソフトウェア＋日本 銀行の非市場産出分</p> <p>3 固定資本減耗 経済活動別産出額（固定資本減耗を除く）×国 の経済活動別固定資本減耗比率</p> <p>4 生産・輸入品に課される税…決算書の積上げ</p> <p>上記「中間投入」額</p>	<p>関係機関照会 地方財政状況調査 県歳入歳出決算事項別明細書 公有財産表 市町村財政の概要 国民経済計算年報 内閣府資料</p>
<p>18 非市場生産者（非 営利）</p> <p>① 産出額</p> <p>② 中間投入額</p>	<p>全国産出額×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全 国比</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p>	<p>内閣府資料、経済センサス 基礎調査、毎月勤労統計調 査</p> <p>内閣府資料</p>
<p>19 企業内研究開発の R&D産出額及び自社 開発ソフトウェア産出額</p>	<p>1 R&D産出額 全国の経済活動別R&D産出額×経済活動別「研究 者・技術者」数の対全国比</p> <p>2 自社開発ソフトウェア産出額 全国の経済活動別自社開発ソフトウェア産出額×産出 額（自社開発ソフトウェアを除く）の対全国比</p>	<p>内閣府資料 国勢調査</p> <p>内閣府資料</p>
<p>20 輸入品に課される 税・関税</p>	<p>全国値×経済活動別県内総生産（小計）の対全国比</p>	<p>内閣府資料</p>
<p>21（控除）総資本形成 に係る消費税</p>	<p>支出系列で推計した総固定資本形成及び在庫変動の仕 入税額控除できる消費税額の合計値</p>	
<p>22 固定資本減耗</p>	<p>1 市場生産者及び非市場生産者（非営利） 県の経済活動別産出額×国の経済活動別固定資 本減耗比率</p> <p>2 非市場生産者（政府） 上記「17 非市場生産者（政府）」の推計値</p>	<p>内閣府資料</p>

県内総生産（生産側）

項目	推計方法	資料及び照会先
<p>23 生産・輸入品に課される税（控除）補助金</p>	<p>1 生産・輸入品に課される税</p> <p>(1) 市場生産者</p> <p>○全ての経済活動に格付ける税</p> <p>① 不動産関係税</p> <p>② 自動車関係税</p> <p>③ 事業所税</p> <p>④ 印紙収入</p> <p>⑤ 消費税</p> <p>○特定の経済活動に格付ける税</p> <p>① 国税…酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税</p> <p>② 県税…軽油引取税、鉱区税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、道府県法定外普通税、道府県法定外目的税、収益事業収入、発電水利使用料</p> <p>③ 市町村税…鉱産税、市町村たばこ税、市町村法定外普通税、入湯税、市町村法定外目的税、収益事業収入、水利地益税</p> <p>(2) 非市場生産者（政府）</p> <p>上記「○全ての経済活動に格付ける税」のうち①不動産関係税と②自動車関係税及び「17 非市場生産者（政府）」の推計値</p> <p>(3) 非市場生産者（非営利）</p> <p>全国値×経済活動別県内総生産の対全国比</p> <p>2 補助金</p> <p>各種資料により推計</p>	<p>地方財政状況調査、道府県税の課税状況等に関する調査、固定資産の価格等の概要調査、租税及び印紙収入決算額調、内閣府資料、国税庁統計年報</p> <p>国税庁統計年報 熊本国税局統計情報</p> <p>地方財政状況調査 有価証券報告書</p> <p>地方財政状況調査</p> <p>内閣府資料</p> <p>関係機関照会 地方財政状況調査</p>

県民所得（分配）

項目	推計方法	資料及び照会先
<p>1. 県民雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 ① 現金給与 ア. 農林水産業 a. 農業 b. 林業 c. 水産業 d. 有給家族従業者の現金給与の加算 イ. 農林水産業以外の産業</p> <p>② 役員報酬 (給与・賞与)</p> <p>③ 議員歳費等</p> <p>④ 現物給与</p> <p>⑤ 給与住宅差額 家賃</p> <p>(2) 雇主の社会負担 ① 雇主の現実社会負担 ア. 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担</p>	<p>1. 農家…一戸当たり雇用労賃×販売農家戸数</p> <p>2. その他…一人当たり雇用者報酬(全国平均)×一人当たり現金給与の自県分の対全国比×農業法人雇用者数</p> <p>1. 林家…林業の県内純生産額×林野面積の県別個人割合×雇用労賃率</p> <p>2. その他…一人当たり雇用者報酬(全国平均)×一人当たり現金給与の自県分の対全国比×林業法人雇用者数</p> <p>水産業の県内純生産額×雇用労賃率</p> <p>農業、林業、水産業のみ加算する 有給家族従業者一人当たり年間平均給与×有給家族従業者数</p> <p>各経済活動別に常用雇用者と臨時・日雇に分けて推計</p> <p>1. 常用雇用者の賃金・俸給 …常用雇用者数×常用雇用者一人当たり賃金・俸給 常用雇用者数…(雇用者数×二重雇用比率)－臨時・日雇従業者数 常用雇用者一人当たり現金給与額 …(30人以上の一人当たり現金給与額×30人以上の常用雇用者数+29人以下の一人当たり現金給与額×29人以下の常用雇用者数)÷(30人以上の常用雇用者数+29人以下の常用雇用者数)</p> <p>2. 臨時・日雇の賃金…雇用者数×一人当たり年間現金給与額</p> <p>一人当たり役員給与・賞与×役員数</p> <p>直接照会及び、各決算資料より議員歳費、報酬、委員手当を算出</p> <p>現金給与所得×現物給与比率</p> <p>(1か月1㎡当たりの市中平均家賃(民営借家)－1か月1㎡当たり給与住宅家賃)×(給与住宅数×給与住宅の1住宅当たり延べ床面積)×12か月</p> <p>関係事業所への直接照会や国民経済計算年次推計の計数を職員数などの対全国比で按分して推計</p>	<p>九州農政局照会 農業構造動態調査 農林業センサス 法人企業統計年報 毎月勤労統計調査地方調査 経済センサス基礎調査 農林業センサス 林業経営統計調査 法人企業統計年報 毎月勤労統計調査地方調査 経済センサス基礎調査 漁業経営調査</p> <p>国勢調査 内閣府資料</p> <p>国勢調査 内閣府資料 毎月勤労統計調査地方調査 民間給与実態統計調査 経済センサス基礎調査</p> <p>国勢調査 経済センサス基礎調査 毎月勤労統計調査地方調査 賃金構造基本統計調査</p> <p>内閣府資料 国勢調査</p> <p>財政収支調査 地方財政状況調査</p> <p>内閣府資料</p> <p>住宅・土地統計調査</p> <p>全国健康保険協会事業年報 厚生年金保険・国民年金事業年報 労災保険事業月報 国民健康保険事業年報 後期高齢者医療事業状況報告 国民経済計算年次推計 財政収支調査 児童(子ども)手当事業年報 地方財政状況調査</p>

県民所得（分配）

項目	推計方法	資料及び照会先
イ. その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担	各事業年報等の計数を保険料収納済額などの対全国比で按分して推計	内閣府資料 勤労者退職金共済機構統計資料
② 雇主の帰属社会負担		
ア. 雇主の帰属年金負担	現在勤務増分（年金制度の手数料を含む）－確定給付型年金に係わる雇主の現実年金負担	内閣府資料 厚生年金保険・国民年金事業年報
イ. 雇主の帰属非年金負担		
a. 退職一時金（政府分等）	関係事業所への直接照会や決算書から推計	財政収支調査 決算書
b. 公務災害補償費	関係事業所への直接照会や決算書から推計	財政収支調査 地方財政状況調査
c. その他	現金給与×現金給与に対するその他の雇主の帰属非年金負担比率	内閣府資料
2. 財産所得（非企業部門）		
(1) 利子		
① 非金融法人企業		
ア. 受取利子	1. 民間法人企業…全国値×営業余剰の対全国比	内閣府資料
イ. 支払利子	2. 公的企業…営業外収益（費用）×FISIM調整後受取（支払）利子÷受取（支払）全国値×国、県、市町村別の営業外収益（費用）÷国、県、市町村の営業外収益（費用）の合計	財政収支調査 内閣府資料 決算書
② 金融機関		
ア. 受取利子	1. 民間機関 金融機関…全国値（FISIM調整前）×預貯金・貸出金残高の対全国比	内閣府資料、日本銀行HP
イ. 支払利子	生命保険…該当機関ごとに全国値を分割して推計 非生命保険…全国値（FISIM調整前）×分割比率	内閣府資料、関係機関統計資料等 内閣府資料、損害保険料率算出機構統計集 内閣府資料
	借り手側 FISIM 消費額	
	…全国値×金融・保険業の産出額の対全国比×借り手側の公民分割比率	
	借り手側の公民分割比率	
	…民間金融機関の支払利子額÷（民間金融機関の支払利子額＋公的金融機関の支払利子額）	
	貸し手側 FISIM 消費額	内閣府資料
	…全国値×金融・保険業の産出額の対全国比×貸し手側の公民分割比率	
	貸し手側の公民分割比率	
	…民間金融機関の受取利子額÷（民間金融機関の受取利子額＋公的金融機関の受取利子額）	
2. 公的機関		
	金融機関…県内所在の公的金融機関を推計	内閣府資料
	生命保険…全国値を分割して推計	内閣府資料
	非生命保険…決算統計から積み上げ	地方財政状況調査
	借り手側 FISIM 消費額	内閣府資料
	…全国値×金融・保険業の産出額の対全国比×（1－借り手側の公民分割比率）	
	貸し手側 FISIM 消費額	内閣府資料
	…全国値×金融・保険業の産出額の対全国比×（1－貸し手側の公民分割比率）	

県民所得（分配）

項目	推計方法	資料及び照会先
③ 一般政府 ア. 受取利子 イ. 支払利子	1. 国出先機関…全国値を分割して推計 2. 県、市町村…決算統計から積み上げ 3. 社会保障基金…決算統計から積み上げ	内閣府資料 地方財政状況調査 財政収支調査 地方財政状況調査
④ 家計 ア. 受取利子 a. 一般預貯金利子 b. 社内預金利子 c. 有価証券利子 d. 信託利子 イ. 支払利子 a. 消費者負債利子 b. 持ち家（住宅支払利子） c. 農林水産業 d. 非農林水産業	全国値（FISIM 調整前）×預金残高の個人分割合×個人預金残高の対全国比 全国値（FISIM 調整前）×個人預金残高の対全国比 全国値（FISIM 調整前）×個人預金残高の対全国比 （家計の受取利子総額－一般預貯金利子（家計分）－社内預金利子－有価証券利子（家計分））×個人預金残高の対全国比 1. 全国銀行（銀行勘定）、その他…全国値（FISIM 調整前）×負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）の対全国比 2. 生命保険会社…全国値（FISIM 調整前）×保有契約高（個人保険・団体保険）の対全国比 全国銀行（銀行勘定）、その他…全国値（FISIM 調整前）×住宅・土地のための負債額の対全国比 全国値（FISIM 調整後）×貸付金残高の対全国比 全国値（FISIM 調整後）×個人企業数（非農林水産業）の対全国比	内閣府資料 日本銀行 HP 内閣府資料、日本銀行 HP 内閣府資料、日本銀行 HP 内閣府資料 日本銀行 HP 内閣府資料 全国消費実態調査 国勢調査 内閣府資料 生命保険事業概況 内閣府資料 全国消費実態調査 国勢調査 内閣府資料 農林中金総合研究所統計資料 内閣府資料 国勢調査
⑤ 対家計民間非営利団体 ア. 受取利子 イ. 支払利子	全国値（FISIM 調整前）×従業者数（対家計民間非営利団体）の対全国比	内閣府資料 経済センサス基礎調査
(2) 法人企業の分配所得 ① 非金融法人企業 ② 金融機関 ③ 一般政府 ④ 家計 ⑤ 対家計民間非営利団体	全国値×非金融法人企業の営業余剰の対全国比 全国値×金融機関の営業余剰の対全国比 1. 国出先機関…公務員宿舍貸付料収入等 2. 県、市町村…公営住宅貸付収入等 全国値×配当所得の対全国比 全国値×従業者数（対家計民間非営利団体）の対全国比	内閣府資料 内閣府資料 財政収支調査 地方財政状況調査 内閣府資料 国税庁統計年報 内閣府資料 経済センサス基礎調査

県民所得（分配）

項目	推計方法	資料及び照会先
(3) その他の投資所得		
① 保険契約者に帰属する投資所得		
ア. 生命保険の帰属収益	全国値を分割して推計	内閣府資料 関係機関統計資料等
イ. 非生命保険の帰属収益	全国値×（火災保険＋自動車保険＋自賠責保険の（保険料収入－支払保険金）の対全国比）	内閣府資料 損害保険料率算出機構統計集
ウ. 定型保証の帰属収益	県内所在定型保証機関の運用資産の財産運用純益を推計	内閣府資料 関係機関統計資料等
エ. 保険契約者配当	全国値を分割して推計	内閣府資料 関係機関統計資料等
② 年金受給権に係る投資所得	全国値×厚生年金保険の保険料収納済額の対全国比	内閣府資料 厚生年金保険・国民年金事業年報
③ 投資信託投資者に帰属する投資所得	全国値×預金残高の対全国比	内閣府資料 日本銀行 HP
(4) 賃貸料		
① 非金融法人企業		
ア. 受取		
a. 土地賃貸料	全国値×法人決定価格の対全国比	内閣府資料 固定資産の価格等の概要調書
b. 著作権使用料	全国値×従業者数の対全国比	内閣府資料 経済センサス基礎調査
イ. 支払		
a. 土地賃貸料	全国値×法人決定価格の対全国比	内閣府資料 固定資産の価格等の概要調書
b. 著作権使用料	全国値×総生産の対全国比	内閣府資料
② 金融機関（民間）	全国値×法人決定価格の対全国比	内閣府資料 固定資産の価格等の概要調書
③ 一般政府	土地賃貸料などの該当項目を決算書等より計上	財政収支調査 地方財政状況調査
④ 家計		
ア. 受取		
a. 土地賃貸料	県支払賃貸料×（受取賃貸料（全国値）÷支払賃貸料（全国値））	内閣府資料
b. 著作権使用料	県の著作権使用料受取総額×（家計の著作権使用料受取総額（全国値）÷（家計の著作権使用料受取総額（全国値）＋民間非金融法人企業の著作権使用料受取総額（全国値））	内閣府資料
イ. 支払		
a. 農林水産業	（田の10a当たり賃借料×田の県別借入耕地面積）＋（畑の10a当たり賃借料×畑の県別借入耕地面積）	田畑価格及び賃借料調 農林業センサス
b. 非農林水産業	持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数×一世帯当たり地代×修正倍率	住宅・土地統計調査 家計調査 全国消費実態調査
c. 持ち家	持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数×一世帯当たり地代×修正倍率	住宅・土地統計調査 家計調査 全国消費実態調査

県民所得（分配）

項目	推計方法	資料及び照会先
⑤ 対家計民間非営利団体	全国値×従業者数（対家計民間非営利団体）の対全国比	内閣府資料 経済センサス基礎調査
3. 企業所得（企業部門の第1次所得バランス）	企業所得は、部門ごとに営業余剰・混合所得+財産所得で推計している 推計方法は以下のとおり	
（1）民間法人企業		
① 非金融法人企業	営業余剰は、生産系列で推計された営業余剰から、金融・保険業、公的非金融法人企業、家計（個人企業）の混合所得を控除して推計（残差として推計）	
② 金融機関	生産系列で推計された金融・保険業の営業余剰	
（2）公的企業		
① 非金融法人企業	1. 国…県内機関分を直接照会により計上 または全国値×対全国比 2. 県、市町村…各決算書の損益計算書から計上	財政収支調査 内閣府資料 熊本県公営企業会計決算書 地方財政状況調査 県公社等損益計算書 地方公営企業決算
② 金融機関	生産系列で推計された金融・保険業の営業余剰	
（3）個人企業		
① 農林水産業	生産系列で推計された農林水産業純生産額－県内ベースの農林水産業雇用者報酬－（民間法人企業所得×農林水産業割合×営業余剰への転換比率）	県税務課資料 内閣府資料
② その他の産業		
ア. 個人業主	個人企業の一人企業当たり本業混合所得×所得格差×個人企業数（内職者を除く）	内閣府資料 国税庁統計年報 国勢調査
イ. 内職	一企業当たり本業混合所得×内職所得比率×内職者数	内閣府資料 国勢調査
ウ. 兼業	一企業当たり本業混合所得×兼業比率×個人企業数	内閣府資料
③ 持ち家	持ち家の帰属家賃×国の営業余剰率	内閣府資料

県内総生産（支出側）

項目	推計方法	資料及び照会先
1 民間最終消費支出	(1) 家計最終消費支出+(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	
(1) 家計最終消費支出	① 全国消費実態調査による推計値 と ② 直接推計法による推計値 を合算して、県の対全国比率を算出し、国民経済計算の家計最終消費支出額を乗じて推計	
① 全国消費実態調査による推計	<p>家計最終消費支出額は、5年ごとに実施される「全国消費実態調査報告」と国民経済計算を基礎とする。「全国消費実態調査報告（全国、県）」の二人以上世帯と単身世帯の1世帯当たりの費目別消費支出額（食料・非アルコール飲料、アルコール飲料・たばこ、被服・履物、住居・電気・ガス・水道、家具・家庭用機器・家事サービス、保健・医療、交通、通信、娯楽・レジャー・文化、教育、外食・宿泊、その他）に世帯数を乗じて推計</p> <p>世帯数…「国勢調査報告」より二人以上世帯と単身世帯別に推計。中間年次については、「住民基本台帳人口移動報告」で補間・補外</p>	<p>全国消費実態調査 国民経済計算年次推計</p> <p>国勢調査報告 住民基本台帳人口移動報告</p>
② 直接推計法による推計	全国消費実態調査報告の概念範囲に含まれるもののうち以下の(a)～(d)を全国消費実態調査による推計値に加算し、全国消費実態調査では的確な捕捉をしていないと考えられる(e)～(i)は推計時に控除後、別途推計して加算	
ア. 加算項目		
(a) 生命保険のサービス料	生産系列で推計する生命保険の産出額	
(b) 年金基金のサービス料	生産系列で推計する年金基金の産出額	
(c) 証券手数料	全国値×（貯蓄現在高のうち有価証券×世帯数）の対全県計比	内閣府資料 全国消費実態調査
(d) FISIM消費額	分配系列で推計する消費者家計FISIM消費額	
イ. 全国消費実態調査の推計からは控除後、別途加算する項目		
(e) 家賃（持ち家の帰属家賃を含む）	住宅総床面積×単価（1㎡当たりの家賃） 借家、持ち家、給与住宅別及び構造別（木造、非木造）に推計	内閣府資料 住宅・土地統計調査 建築統計年報 建築着工統計調査 建築物滅失統計調査 等
(f) 非生命保険のサービス料	生産系列で推計する非生命保険の産出額×家計割合	内閣府資料
(g) 自動車購入額	全国の自動車の家計消費支出額×分割比率 分割比率：自動車購入額の自県分の対全県計比	内閣府資料 小売物価統計調査 産業連関表 全国軽自動車協会連合会

県内総生産（支出側）

項目	推計方法	資料及び照会先
(h) 医療費 (自己負担分)	生産系列で推計する総医療費のうち自己負担分	
(i) 介護費 (自己負担分)	生産系列で推計する介護の産出額－分配系列で推計する介護の現物社会移転（福祉用具購入分を除く）	
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	生産系列で推計する非市場生産者（非営利）部門の産出額－財貨・サービス販売額－自己勘定総固定資本形成（R&D）	内閣府資料 国民経済計算年次推計
2 政府最終消費支出	非市場生産者（政府）部門の産出額－財貨・サービスの販売額－自己勘定総固定資本形成（R&D）＋分配系列で推計した現物社会移転（市場産出の購入） 現物社会移転（市場産出の購入） …教科書購入費や、医療費、介護費のうちの社会保障基金からの支給分など	財政収支調査 地方財政状況調査 国民経済計算年次推計
3 県内総資本形成	(1)総固定資本形成と(2)在庫変動に分け、さらにそれぞれをア.民間とイ.公的に分けて推計	
(1) 総固定資本形成		
ア. 民間		
① 住宅	全国分の住宅投資額×分割比率－県の公的住宅投資額 分割比率：県の居住用建築物工事額÷全国の居住用建築物工事額	国民経済計算年次推計 建設総合統計
② 企業設備		
a. 製造業	a. 製造業とb. 製造業以外に分けて推計 有形固定資産取得額＋建設仮勘定増加額－住宅投資額＋コンピュータ・ソフトウェア及びR&D	工業統計調査 国民経済計算年次推計 建築着工統計調査 内閣府資料
b. 製造業以外	国の民間企業設備投資（製造業を除く）÷国内総生産（製造業を除く）×県内総生産（製造業を除く）	国民経済計算年次推計 内閣府資料
イ. 公的		
① 住宅	①住宅、②企業設備、③一般政府に分け、さらに国、	内閣府資料
② 企業設備	県、市町村の機関別に推計。国については関係事業所への直接照会、県及び市町村については各種決算資料などの数値を積上げ	財政収支調査 地方財政状況調査 市町村財政の概要
③ 一般政府		国民経済計算年次推計 基礎調査
(2) 在庫変動		
① 民間企業	①民間、②公的別に推計 在庫変動額＝（期末実質在庫残高－期首実質在庫残高）×在庫変動デフレーター	内閣府資料 国民経済計算年次推計
② 公的（公的企業・一般政府）	実質在庫残高＝全国の名目在庫残高比率×県の名目産出額÷在庫残高デフレーター 全国の名目在庫残高比率：全国の名目在庫残高÷全国の名目産出額	

県内総生産（支出側）

項目	推計方法	資料及び照会先
4 財貨・サービスの 移出入（純）	<p>財貨・サービスの移出－財貨・サービスの移入＋FISIM 移出入（純）</p> <p>財貨・サービスの移出 経済活動別産出額×部門別移出率</p> <p>財貨・サービスの移入 （推計した経済活動別中間投入額合計、民間最終 消費支出、政府最終消費支出、総資本形成を産業 連関表の列構成比で部門分割した額） ×部門別移入率</p> <p>FISIM移出入（純） FISIM県内産出額（生産側）－FISIM県内消費額の全 制度部門の合計（分配側）</p>	<p>産業連関表</p> <p>産業連関表</p>
5 統計上の不突合	<p>県内総生産（生産側）－（民間最終消費支出＋政府最終消費 支出＋県内総資本形成＋財貨・サービスの移出入（純））</p>	
6 県外からの所得 （純）	<p>県民所得（要素費用表示）－県内要素所得</p>	
7 県民総所得	<p>県内総生産（支出側）＋県外からの所得（純）</p>	

